

子ども手当が支給されます

この度、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと、「子ども手当」が平成22年度において支給されることになりました。

対象となる子ども

0歳から15歳に達する最初の3月31日(中学校修了)までの間にある子ども
 ※児童手当制度は、小学校修了前までの子どもが対象となっており、所得制限がありました。子ども手当は、中学校修了前まで支給対象が拡大し、所得制限もありません。

支給額

支給対象の子ども1人あたり月額 **13,000円** を支給します。

対象となる子ども

平成22年3月31日において児童手当受給者であった方は平成22年4月1日をもって子ども手当受給者へ移行されますので、申請の必要はありません。
 ※所得超過により受給されていなかった方、中学生(新2年生、新3年生)を監護されている方は、子ども手当新規申請又は増額申請が必要になります。なお、受給資格者と思われる方には、申請書類を4月中旬から下旬に発送予定です。

申請期限

平成22年9月30日まで

※期限を過ぎると4月分からの受給資格があっても4月分から支給を受けることができないことがありますので、お早めに申請をお願いします。

問い合わせ先：鏡野町福祉課福祉係 TEL 0868-54-2986 FAX 0868-54-2891

子ども手当の趣旨にご理解をお願いします

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

子どもの将来の夢は何ですか? 子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願いたします。

(なお、万一、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子ども手当の趣旨について十分にご理解をいただきますよう、よろしくお願いたします。)

転出届・転入届をお忘れなく

進学・就職・転勤などにより、引っ越しの多い季節になりました。

鏡野町から転出される方は転出日の前後14日以内に、転入される方は転入した日から14日以内に、それぞれの手続きを行ってください。

転入・転出の届出一覧表

こんなときは	届出	届出期間	手続きに必要なもの
他の市区町村から鏡野町に引っ越してきたとき	転入届	引っ越してから14日以内	転出証明書(前住所地の市区町村長発行のもの)、届出人の印鑑、国民年金手帳、国民健康保険証
鏡野町内で引っ越したとき	転居届	引っ越してから14日以内	届出人の印鑑、国民年金手帳、国民健康保険証、住民基本台帳カード(発行を受けている方)
鏡野町から他の市区町村へ引っ越すとき	転出届	引っ越しをする14日前から届出が可能	届出人の印鑑、国民健康保険証、印鑑登録手帳(印鑑登録をしている方)、住民基本台帳カード(発行を受けている方)
世帯主が変わったとき、世帯分離、世帯合併	世帯変更届	変更のあった日から14日以内	届出人の印鑑、国民健康保険証

- 転出届をされますと転入先へ提出する「転出証明書」を発行します。
- 上表の届出は、本人または世帯主が届け出るのが原則です。同じ世帯以外の方が届け出る時は、本人または世帯主の委任状が必要です。
- 窓口に出届に来られた方の本人確認をさせていただきます。免許証・パスポート・住民基本台帳カード等、顔写真付きのものをご持参

ください。

- 国民健康保険証・国民年金手帳は、加入されている方のみ必要になります。
- 該当する方は、介護保険・乳幼児・児童及び生徒医療・子ども手当等の手続きが必要です。

詳しくは、鏡野町役場の下記問合せ先または新住所地の市区町村へお尋ねください。

■ 本庁町民環境課 ☎ 0868-54-2984
 ■ 上齋原振興センター住民係 ☎ 0868-44-2111

■ 奥津振興センター住民係 ☎ 0868-52-2211
 ■ 富振興センター住民係 ☎ 0867-57-2111